

飯島町奨学金に関するよくある質問（FAQ）

【奨学金の申請に関すること】

Q1. 奨学金を受けられる条件は？

A1 → 下記の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 飯島町に居住していること。ただし、就学のために町外に居住する者であっても、父母又はこれに準ずる者が、飯島町に居住する場合は居住と認める。
- (2) 能力があり、身体強健で、品行方正であること。
- (3) 経済的理由により、就学困難と認められること。
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構学資又は長野県奨学金を別に受けていないこと。
- (5) 世帯に町税その他義務的納金の滞納者がいないこと。

Q2. 奨学金の貸与金額は？

A2 → 在学している（在学予定の）学校種ごとに異なります。

学校の種類	貸与額（月額）
高等学校	10,000 円以内
高等専門学校	30,000 円以内
専修学校（専門学校含）	30,000 円以内
大学（短期大学含）	30,000 円以内
大学（医学部医学科）※	100,000 円以内

※医学部医学科・・・歯学を除く医学（内科学、外科学、放射線医学等）を履修する6年制の学部・学科

Q3. 申請はどのように行えばよいか？

A3 → 関係書類を飯島町教育委員会へ提出してください。なお、提出書類は学校種ごと異なり、下記の通りです。

学校の種類/提出書類	①願書	②推薦書	③在学証明書	④世帯全員の所得証明
高等学校	○	(○)		○
高等専門学校	○	(○)		○
専修学校（専門学校含）	○		○	○
大学（短期大学含）	○		○	○
大学（医学部医学科）	○		○	○

●提出書類の入手方法

①願書（飯島町奨学金奨学生願書（様式第1号）

用紙は飯島町教育委員会へお越しいただくか、町HPよりダウンロードしてください。

②推薦書（飯島中学校長又は在学中学校長の奨学生推薦書）

飯島中学校の場合は申請申し出後に教育委員会が学校から発行してもらいます。
町外中学校等に通われている場合はご相談ください。

③在学証明書（在学証明書及び学校で定める学業成績単位修得証明書）

在学の学校から証明を受けてください。（※合格証書等で代えることはできません）

④世帯全員の所得証明

飯島町役場窓口にて取得してください。

Q4. 保証人は保護者でもよいか？また保証人は町外の者でもよいか？

A4 →保証人は保護者以外の町内在住の者に限ります。（飯島町奨学金貸与規則第7条第2項による）

→申請者が申請時点で未成年の場合、保護者との連名による（＝連帯保証人）申請となります。

Q5. 提出期限を過ぎてしまったが申請はできるか

A5 →期限を過ぎての申請は認められません。

【奨学金の償還（返済）に関すること】

Q1. いつから返済が始まるか？いつまでに返済すればよいか？

A1 →卒業の月の6ヶ月後から貸与を受けた期間の倍の期間内に返済してください。

なお、金額は上記の期間内に償還することを前提に自由に設定できます。

（例：4年制大学で3月卒業の場合…その年の10月から償還を開始し8年間）

Q2. 返済の方法を変更したい

（月賦で償還を行ってきたが、残額を一括返済したい・月賦の金額を変更したい・月賦から年賦（半年賦）へ変更したい など）

A2 →償還方法の変更については随時受付可能ですので、教育委員会事務局こども室へご連絡ください。

Q3. 納付書が送られてこない月がある

A3 →納付書（振込用紙）は、年2回（3月と9月ごろ）に分けまとめてお送りしています。また、送付先は原則として願書に記載された飯島町の住居に本人宛でお送りしています。（送付先の変更は教育委員会へご連絡ください。）

Q4. 償還金はどこで振り込むことができるか？

A4 →システムの都合上、基本的には八十二銀行各支店（県外支店も可）又は飯島町役場会計課での対応をお願いしています。他銀行等からお振込いただく事も可能ですが、コンビニ決済や口座引落しは非対応となっています。